

## 生命の海科学館見直し検討委員会準備会要綱

(目的及び設置)

第1条 蒲郡市は、生命の海科学館見直し検討委員会(以下「検討委員会」という。)の設置に関し必要となる事項を協議するため、生命の海科学館見直し検討委員会準備会(以下「準備会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 準備会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 検討委員会委員の構成及び選出・募集の方法に関する事項
- (2) 検討委員会設置要綱案の作成に関する事項
- (3) その他検討委員会の設置及び円滑な運営に必要な事項

(準備会の構成等)

第3条 準備会は、次の各号に掲げる委員によって構成する。

- (1) 議会代表者2名以内
- (2) 市内有識者1名
- (3) 市民代表者2名以内(公募)
- (4) 行政代表者2名以内

2 委員の任期は、協議結果を市長に報告する日までとする。

3 準備会に会長を置き、委員の互選により選出する。

4 準備会に会長の指名により副会長を置く。

(準備会の運営)

第4条 会長は、準備会を召集し、主宰するとともに会務を総理する。

2 準備会は、必要があると認めるときは、関係する職員等の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 準備会の会議は、公開を原則とする。

(事務局)

第6条 準備会の事務局は、企画部企画広報課(蒲郡情報ネットワークセンター・生命の海科学館)に置く。

(雑則)

第7条 準備会はこの要綱に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成19年12月18日から施行する。